

平成31年2月5日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定 久 朋 宏

元号の改定に伴う訟廷事務の取扱いについて（事務連絡）

元号の改定に伴う標記の事務の取扱いについては、下記によってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

記

- 1 新元号は、元号を改める政令が施行される日から使用する。
- 2 事件関係の帳簿及び諸票（以下「帳簿諸票」という。）等の備付けについては、元号の改定に伴って別冊とする必要はない。
- 3 帳簿諸票等の記載については、次のとおりとする。
 - (1) 新元号の初年度の表示は、「元年」とする。
 - (2) 事件番号等の年度の初めから登載順に通し番号を記載するとされている番号は、司法年度の終期（12月31日）まで従前の番号に連続する番号を記載する。例えば、地方裁判所に備え付けられた民事・行政第一審事件簿において元号の改定前最後に登載された通常訴訟事件の事件番号が100号である場合、元号の改定後最初に登載される通常訴訟事件は、次のように表示されることとなる。

（新元号）元年(ワ)第101号

- 4 3の(1)にかかわらず、業務系システムの仕様により新元号の初年度の表示が「1年」となるものについては、これを「元年」と訂正等する必要はない。